

大阪市いじめ対策基本方針の独自性と特色

平成27年8月

○回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」(P.5)

分かりやすく言い換えれば、加害児童生徒との「仲直り」よりも被害児童生徒を「助ける」ことを優先するという意味である。「集団づくりを至上の価値としがちな我が国の教育界」(P.5)に一石を投ずる。「いじめ対策として、当たり前のように、集団づくり、心の通う人間関係、学級の絆、等々、『集団』生活を強調する傾向が見られるが、いじめ対策の理念として強調すべきは、『集団』ではなく、『個人』の尊厳である。」(P.5)

○「被害児童生徒」の定義 (P.6) = 未確認でも被害者として扱う

「この基本方針において、『被害児童生徒』とは、『いじめを受けた可能性のある児童生徒』のことをいう。いじめの事実が確認されるまでは被害者とはみなさないといった考え方で対応するならば、いじめを受けた子どもの尊厳を守ることは覚束なくなってしまうからである。」(P.6)

○被害児童生徒・保護者の「知る権利」(P.6, P.11)を明示

「被害児童生徒及びその保護者は、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に關し、十分な調査を求め、調査結果その他の事案に關連する情報の開示を請求する権利、いわば『知る権利』を有する。」(P.6)

「学校及び教育委員会は、被害児童生徒・保護者の『知る権利』を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行うものとする。」(P.11)

○隠蔽には厳正に対処 (P.6, P.10, P.14) = 非違行為として懲戒処分等

「本市職員による隠蔽行為に対しては、非違行為として厳正に対処するものとする。いじめを未然防止できなかったことは、教育者としての至らなさかもしれないが、発生してしまったいじめの隠蔽は、教育者以前に人間としての罪悪である。」(P.6)

「教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対する自己防衛的な対応や事実の隠蔽を決して行ってはならない。本市職員による隠蔽行為に対しては、非違行為として厳正に対処（懲戒処分等）するものとする。」(P.10)

「本市の職員（府費負担教職員を含む）による意図的な秘匿・懈怠その他の非協力（第三者委員会への非協力）は、懲戒処分の検討対象となる。」(P.14)

○混乱の鎮静化を優先しない（P.6-7）=被害者を二次被害から守る

「全国各地でのこれまでの事例を見ると、いじめ事案が表面化した後、学校や地域において混乱の鎮静化を望む空気が支配的になることにより、あたかも被害児童生徒・保護者に問題があるかのような噂が流布したり、トラブルメーカーのようにみなす誹謗中傷が行われるケースさえ少なくない。」（P.6-7）これはいじめ問題の専門家の間では広く知られる遺憾な現象であり、こうした二次被害から被害児童生徒・保護者を守ろうとするものである。

○救済ルートの確保（P.7 及び概要）

「いじめを受けている児童生徒及び保護者にとって、事情に応じて利用しやすい形で複数の信頼性・実効性ある救済ルートが用意され、相談・通報から救済へ至る道筋が見えることは、決定的に重要である。いじめの被害児童生徒・保護者には学校・教育委員会に対する不信感がある場合も少なくないことから、学校・教育委員会への直接の相談・通報のほか、いじめに関する第三者的な外部相談・通報窓口を整備し、周知する必要がある。心のケアを主目的とする匿名の電話教育相談等とは既に存在するが、それらとは異なり、事案解決のための対処に繋がっていく相談・通報窓口である。相談・通報から被害児童生徒の救済へとつながっていく道筋を複数確保し、明示することが肝要である。」（P.7）

○「いじめSOS」（P.9）

上述の「救済ルート」の一つとして「いじめSOS」を新設する。

「心のケアを主目的とする匿名の相談とは異なり、いじめSOSは、事案への対処に繋がることを目的としており、被害児童生徒又はその保護者には氏名及び連絡先を明かしてもらうことを原則とする。他方、第三者については、通報を躊躇しないよう、匿名の通報も認めることとするが、被害児童生徒を特定できる情報を求めるものとする。」（P.9）

○対処ルールの明確化（P.7 及び概要）

= 「教育的配慮」を名目とする恣意性を排除

「いじめ事案への対処ルールは、ルールである以上、適用に恣意的裁量が可能と見えてしまっては信頼性を失う。信頼感あるルールの条件として、同様の事案には同様のルールが公平・公正に適用されるという普遍性が不可欠であり、『教育的配慮』の名の下にルールを曖昧化する恣意性が持ち込まれてはならない。・・・被害児童生徒のみならず加害児童生徒その他の児童生徒にとっても、公平・公正なルールに基づくぶれない対処こそ、最良の『教育的配慮』である。」（P.7）

○犯罪行為は「全て必ず」警察へ通報（P.11）

「いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為（触法行為を含む。以下同じ。【注】参照。）に該当する可能性のあるものは、全て必ず、ためらうことなく早期に警察へ相談又は通報することとする。」（P.11）

これは、「教育的配慮」の名の下に犯罪行為（触法行為を含む）の疑いのある事案についても教育の世界内部で解決しようとする（結果として加害児童生徒を庇う）ことの多かった学校教育・教育行政の姿からの決別、転換である。

○出席停止の措置及び個別指導教室における指導（P.12）

「特に重篤ないじめ事案については、学校教育法第35条に基づき、加害児童生徒・保護者に対し、出席停止の措置を取り、「個別指導教室」において、教員や専門家等で構成する特別な組織体制により手厚い個別指導を実施するものとする。」（P.12）

○加害児童生徒等の転校の意思確認（P.12）

= 「被害者が転校」という常識への挑戦

転校を打診されるべきは、被害児童生徒の前に、まず加害児童生徒である。

「いじめの事実が確認され、加害児童生徒が被害児童生徒と同じ学校に在籍する場合で、被害児童生徒・保護者がこれを忌避する意向を示したときは、教育委員会は、加害児童生徒・保護者に転校（就学校の指定変更）の意思の有無を確認するものとする。転校の意思が無いことが判明したときは、被害児童生徒・保護者にその旨伝え、転校（就学校の指定変更又は区域外就学）の意思の有無を確認するものとする。」（P.12）

○第三者委員会からの調査結果及び意見具申の「公表」原則（P.15）

「市長及び教育委員会は、第三者委員会から提出された調査結果及び意見具申の内容を公表するものとする。例外は被害児童生徒又はその保護者が公表を望まない場合のみとする。」（P.15）